

第3次北杜市障害者計画

北杜市障害福祉計画（第5期計画）・ 北杜市障害児福祉計画（第1期計画）

概要版

○ 計画策定の背景と趣旨

「障害者とそうではない人が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態である」というノーマライゼーションの考え方方が社会に浸透する中、「すべての人を社会の構成員として包み込み、支えあい、共生する社会を目指す」というインクルージョンの考え方方が、学校、地域、社会づくりの新たな方向性として動き出しています。

本市でも国や県の動向を踏まえながら、次代を見据えた取り組みを推進していく必要があります。

このたび、平成29年度末に、両計画の計画期間が終了することを受け、新たに「第3次北杜市障害者計画」、「北杜市障害福祉計画（第5期計画）」・「北杜市障害児福祉計画（第1期計画）」を策定し、本市における障害者施策を一体的に推進します。

○ 計画の基本理念

自立と支えあい・やさしさあふれる
杜づくり計画



計画の期間

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34
障害者計画		第2次計画			第3次計画(本計画)			
障害福祉計画		第4期計画			第5期計画(本計画)			
障害児福祉計画					第1期計画(本計画)			

第3次北杜市障害者計画

基本方針 1 安心して暮らせる体制づくり

- 誰もが必要とするサービスを利用し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう支援します。
- インクルージョンの理念を踏まえ、地域全体で助けあいや支えあいを進めるしくみづくりを進めます。
- 障害者が自己決定の際に、選択の幅を広げる適切な情報提供に努めます。
- 障害者やその家族が抱える問題や悩みが速やかに改善されるよう、北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）のコーディネート機能の強化と、利用促進に向けた周知・啓発の推進を図ります。

1-(1) 相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備

- 情報発信や関係機関との連携を密にし、誰もが気軽に相談できる体制を充実します。
- 権利擁護に向けて、専門機関等と連携し、必要な支援を適切に行う体制づくりを進めます。

- 1 相談支援体制の充実
- 2 情報提供の充実
- 3 権利擁護と虐待防止体制の整備
- 4 分野横断的な総合相談支援体制の整備

1-(2) 保健・医療の充実

- 日常的な健康づくりや健診等を通じて、生活習慣病を起因とする疾病的予防や、早期発見・早期対応に向けた保健事業の取り組みの強化を図ります。

- 1 障害の原因となる疾病的予防
- 2 各種健（検）診の受診勧奨
- 3 こころの健康づくり

1-(3) 安全・安心な生活環境の整備

- 安全・安心な生活環境の確保に向けて、住みやすい住環境の確保を図ります。
- 道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

- 1 公営住宅のバリアフリー化及び優先入居の推進
- 2 グループホーム等の整備促進
- 3 道路・公共施設のバリアフリー化の推進

1-(4) 防災体制の強化

- 災害時に向けた個々の備えを促進します。
- 災害時における障害者の避難や安否確認を地域で支える「避難行動要支援者制度」の普及や、地域の多様な主体との連携強化を図ります。

- 1 災害時の情報提供
- 2 災害時避難行動要支援者対策の推進
- 3 避難所生活への配慮

基本方針 2 健やかな育ちへの支援

- ライフステージに応じた支援と、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育を継続していくとともに、関係機関・団体との情報共有などの連携を強化します。
- 発達の度合いに応じて児童・生徒に合った学習指導や生活指導ができる環境づくりと、保護者への支援に努めます。

2-(1) 療育・保育の充実

- 障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、障害や発達段階に応じた療育や保育を受けられる体制強化を推進します。
- 様々な機会を通じた、保護者に対する相談・支援の充実を図ります。

- 1 乳幼児健診・相談の実施
- 2 発育に関する相談の実施
- 3 保育士の適切な配置

2-(2) 個々に応じた教育の推進

- 就学前から就学期までに関連する機関・団体でのサポートノートの活用などを通じて情報共有を密に行い、個々の成長や障害に応じた教育の充実を図ります。
- 個々の成長や障害に応じた進路などを適切に選択できるよう、本人や保護者との情報共有と意思疎通を図ります。
- 学校、ハローワーク、企業等の周囲が障害を理解し、受け入れができる環境づくりを進めます。

- 1 就学時健診の実施と情報共有
- 2 特別支援教育コーディネーターの配置
- 3 教員の適切な配置
- 4 福祉と教育の連携強化



基本方針 3 社会参加への支援

- 障害者がその適性と能力に応じて最大限自身の能力を発揮できるよう、雇用・就労の機会の充実を図ります。
- 障害者の社会参加を積極的に受け入れる社会づくりに向けて、障害や障害者への理解を促進します。
- 公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、障害者が社会とつながる機会を保障し、障害者が社会の中で活動しやすい環境づくりを推進します。

3-(1) 雇用・就労の促進

- 障害者の自立と社会参加の促進に向けて、関係機関等と連携をとりながら、就労の場や機会の確保に努めます。
- 障害者の就労に対する理解の促進を図ります。
- 可能な限り就労を継続できるよう、相談支援体制の充実や移動手段の確保を図ります。

- 1 ほくとハッピーワークによる就労支援
- 2 就労支援及び就労の場の確保
- 3 障害者優先調達推進法への対応
- 4 障害者雇用に関する事業主向け支援

3-(2) 社会参加への手段の確保

- 障害者の日常生活における利便性向上と、就学・就労・スポーツ・レクリエーション・地域活動等の社会参加に向けて、交通手段の確保や、意思疎通が円滑になるような支援の提供体制の充実を図ります。

- 1 外出の支援
- 2 意思疎通の支援

3-(3) 福祉に関する理解促進

- 差別、偏見、疎外感の解消に向けて、障害や障害者についての理解を深める学校教育や社会教育を進めます。
- 就労やボランティア活動をはじめ、日常生活の様々な場面での交流活動を通じて、着実な理解の拡大を図ります。

- 1 ボランティア活動啓発と、ボランティアの養成
・コーディネート
- 2 学校における福祉教育の推進
- 3 一般市民への理解促進

3-(4) ユニバーサルデザインの促進

- 障害者が社会参加しやすい環境づくりに向けて、ユニバーサルデザインの思想に基づくハード・ソフト両面での整備、充実を図ります。

- 1 ユニバーサルデザインに配慮した広報誌の作成
- 2 アクセシビリティを確保したホームページの作成



北杜市障害福祉計画（第5期計画）・北杜市障害児福祉計画（第1期計画）

○ 基本的な視点

視点1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

視点2 障害種別にとらわれないサービスの充実と周知の徹底

視点3 地域生活・社会参加への支援

また、障害児支援の提供体制の確保にあたっては、「障害児福祉計画」を新たに策定することが求められた背景・趣旨を十分に踏まえ、次の考え方を取り組みます。

- ① 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援の提供
- ② 地域支援体制の構築
- ③ 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ④ 地域社会への参加・包容の推進
- ⑤ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑥ 障害児相談支援の提供体制の確保

○ 新たに加わったサービス

● 就労定着支援

● 居宅訪問型児童発達支援

● 自立生活援助

● 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

○ 主な数値目標

本計画では「3つの基本的な視点」等を踏まえ、数値目標を設定しました。

第3次北杜市障害者計画 北杜市障害福祉計画（第5期計画）・北杜市障害児福祉計画（第1期計画） 【概要版】

編集発行：北杜市役所 福祉部 福祉課

Tel 0551-42-1334 Fax 0551-42-1125

発行年月：平成30年3月